

訓 令

埼玉県監査委員 埼玉県代表監査委員 訓令第一号

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

埼玉県代表監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和五十九年 埼 玉 県 監
査委員 訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号事務局局長専決事項の欄中27を28とし、26を27とし、25の次に次のように加える。

26 事務局長及び副事務局長の在宅勤務に関すること。

別表第二課長共通専決事項の欄に次のように加える。

13 課長及び職員の在宅勤務に関すること。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。